



## マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの人へ 住民票などのコンビニ交付 サービス停止期間のお知らせ

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線111)

システムメンテナンスのため、以下の日程でサービスを一時停止させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▶ サービス停止期間  
コンビニ交付サービス停止期間  
7月23日(木)～7月26日(日)
- ※ 利用再開は7月27日(月) 6時30分からです
- ※ 作業の状況により、サービス停止期間が前後する場合があります。
- ▶ 対象となる証明書および申請サービス
  - ・住民票の写し
  - ・印鑑登録証明書
  - ・戸籍全部(個人)事項証明書<戸籍謄(抄)本>
  - ・戸籍附票の写し
  - ・戸籍の本籍地交付利用登録申請



## 特別定額給付金の申請は お済みですか？

問 総務課 特別定額給付金係  
☎ 934-0130(ダイヤルイン)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策として、特別定額給付金事業が実施されています。申請期限がありますので、まだ申請されていない人はお早めに手続きをしてください。

- ▶ 給付対象者  
令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている人
- ▶ 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- ▶ 給付額 給付対象者1人につき10万円
- ▶ 給付金の申請および給付の方法  
郵送申請、もしくはマイナンバーカードを活用して行うオンライン申請
- ▶ 受付期間 令和2年8月17日(月)まで(申請書類は郵送で提出。締切日消印有効)
- ※ 5月中旬ごろに申請書をお送りしています。

### 特別定額給付金に関する相談窓口

よくある質問や詳しい内容については、総務省の特別定額給付金のホームページをご覧ください。

### 総務省コールセンター

<電話相談> ☎ 0120-260-020  
<対応時間> 9時～20時



## 高齢者を対象とした 医療制度説明会を中止します

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線116)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の説明会を中止します。

### 対象となる説明会

- ・70歳到達予定者のための医療制度説明会
- ・後期高齢者医療説明会
- ▶ 日にち 7月22日(水)
- ▶ 対象者  
**70歳到達予定者のための医療制度説明会**  
(国民健康保険加入者のみ)  
昭和25年7月2日～昭和25年8月1日生まれの人  
**後期高齢者医療説明会**  
昭和20年8月1日～昭和20年8月31日生まれの人



## 令和2年度 国民年金保険料 免除申請の受付開始

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線115)

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(自営業者や失業者、学生など)は、毎月保険料(令和2年度は月額16,540円)の納付が必要になります。しかし、経済的な理由で保険料を支払うことが難しい場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される「保険料免除制度」や「納付猶予制度」(50歳未満対象)という制度があります。

未納のままにしておくと、将来の年金支給額が減るだけでなく、万が一のときに障害年金や遺族年金を請求できない場合があります。

7月1日(水)から令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月)の申請受付を開始しましたので、住民課の窓口で申請をしてください。

なお、免除申請は2年1か月前までさかのぼって申請をすることができます。

※ 免除申請をしても、本人・配偶者・世帯主の前年度中の所得によっては免除に該当しない場合があります。

### ▶ 申請に必要なもの

印鑑、年金手帳など基礎年金番号がわかるもの

### 学生は、学生納付特例の申請をしましょう。

学生で保険料を支払うことが難しい場合は、「学生納付特例」の申請が必要です。学生であることを証明するもの(学生証の写しまたは在学証明書など)を持参の上、申請してください。



# 生活支援商品券の 送付について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業者の経済支援と、家計に打撃を受けた町民の生活支援のため、須恵町生活支援商品券発行事業を実施します。

● 対 象 者 令和2年4月27日において、住民登録されている世帯(世帯主宛てに送付します)

● 商 品 券



小規模店用 500円×6枚

共通券 500円×16枚

➡ 1組 **11,000円**

● 使用期限 令和2年7月商品券受取日～ **令和3年3月31日(水)**

● 送付時期 **7月1日(水)から7月10日(金)までにゆうパックで順次郵送します。**

※ 地域によって送付時期が前後する場合があります。

※ 事情により郵送での受け取りができなかった世帯は、役場で受け取ることができます(本人確認書類として、運転免許証や保険証などが必要となります)。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

### ※注意事項

- ・再発行はできません。
- ・転売や譲渡は行わないでください。
- ・現金とのお引換はできません。
- ・釣銭は出ません。

### ● 取扱店舗

「須恵町生活支援商品券取扱店舗」のポスターを掲示している取扱店舗のみでご利用できます。取扱店舗は須恵町公式ホームページ(随時更新)でご確認ください。

・取扱店舗情報(須恵町公式ホームページ)

<https://www.town.sue.fukuoka.jp/site/seikatusienken/seikatusienken2.html>



▶ お問い合わせ先 地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線251)